

宇部市スタートアップ創業支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成長産業分野における大学等の研究開発シーズ等を活かした成長産業の創出に向けた起業や大学発ベンチャーの円滑な立ち上がりを支援するため、宇部市スタートアップ創業支援金（以下「支援金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宇部市成長産業推進協議会運営委員会において、成長産業の創出に資するものとして認定を受けたプロジェクト（以下「認定プロジェクト」という。）をもとに市内で起業していること。
- (2) 申請を行う年度において、宇部市スタートアップ支援補助金の交付決定を受けていること。

(支援金の金額)

第3条 支給対象者に支給する支援金は創業に係る報奨とし、支援金額は1,000千円とする。

(支給回数)

第4条 支援金の支給は、1つの認定プロジェクトにつき1回限りとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、宇部市スタートアップ創業支援金支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(支援金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、支援金を支給することが適当であると認めるときは、支援金の支給を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定をしたときは、当該申請書を提出した者に宇部市スタートアップ創業支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支援金の支払い等)

第8条 前条に規定する通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、速やかに宇部市スタートアップ創業支援金支給請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(支援金の返還等)

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、宇部市スタートアップ創業支援金支給決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により、当該事業者に対する支援金の支給決定を取り消すと同時に支給した支援金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明したとき。
- (2) 第2条各号に該当しないことが判明したとき。
- (3) 宇部市スタートアップ支援補助金の交付決定を取り消されたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後３年以内に支援金支給の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。